

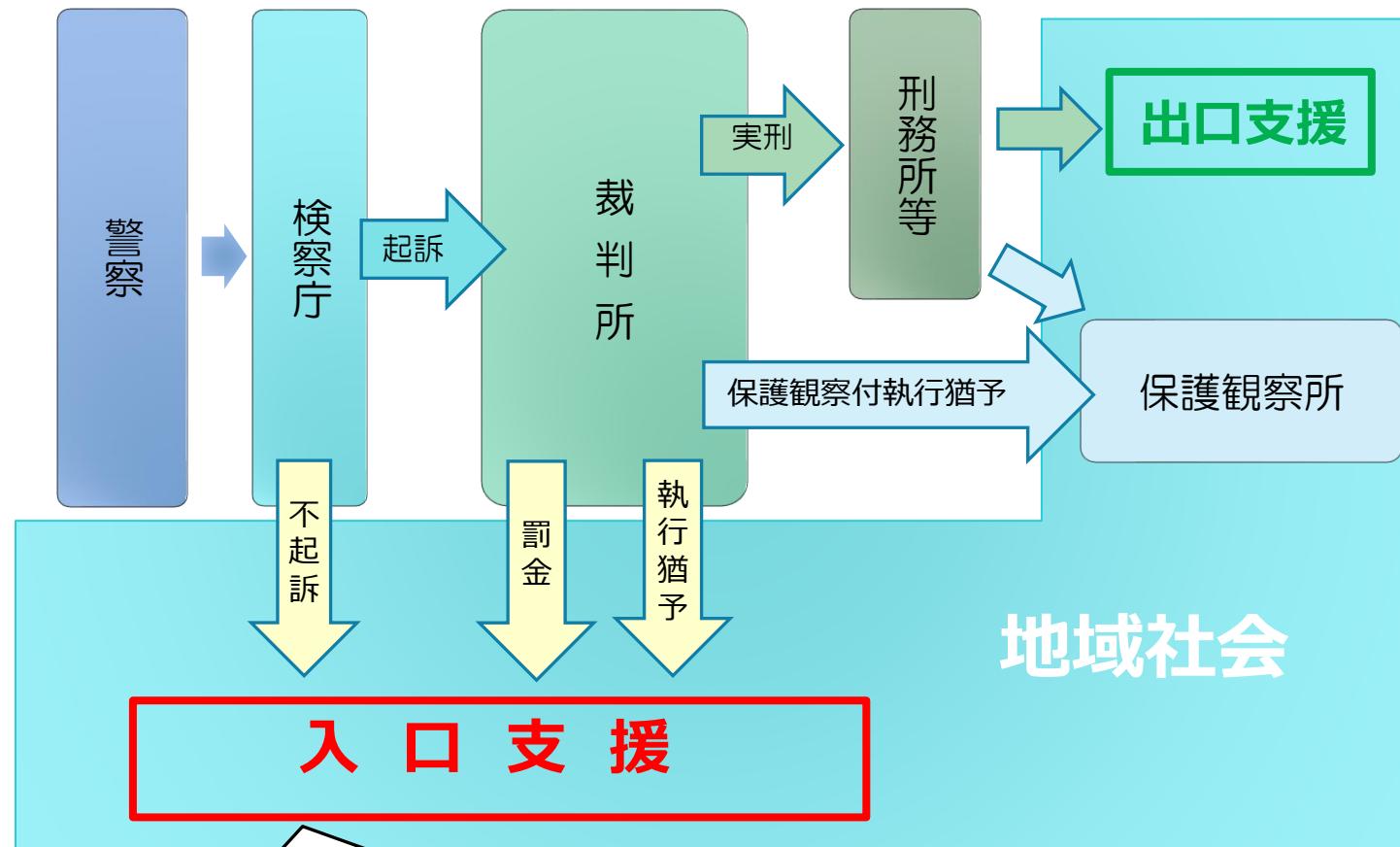
入口支援の概要について



令和7年度 地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会（ブロック協議会）

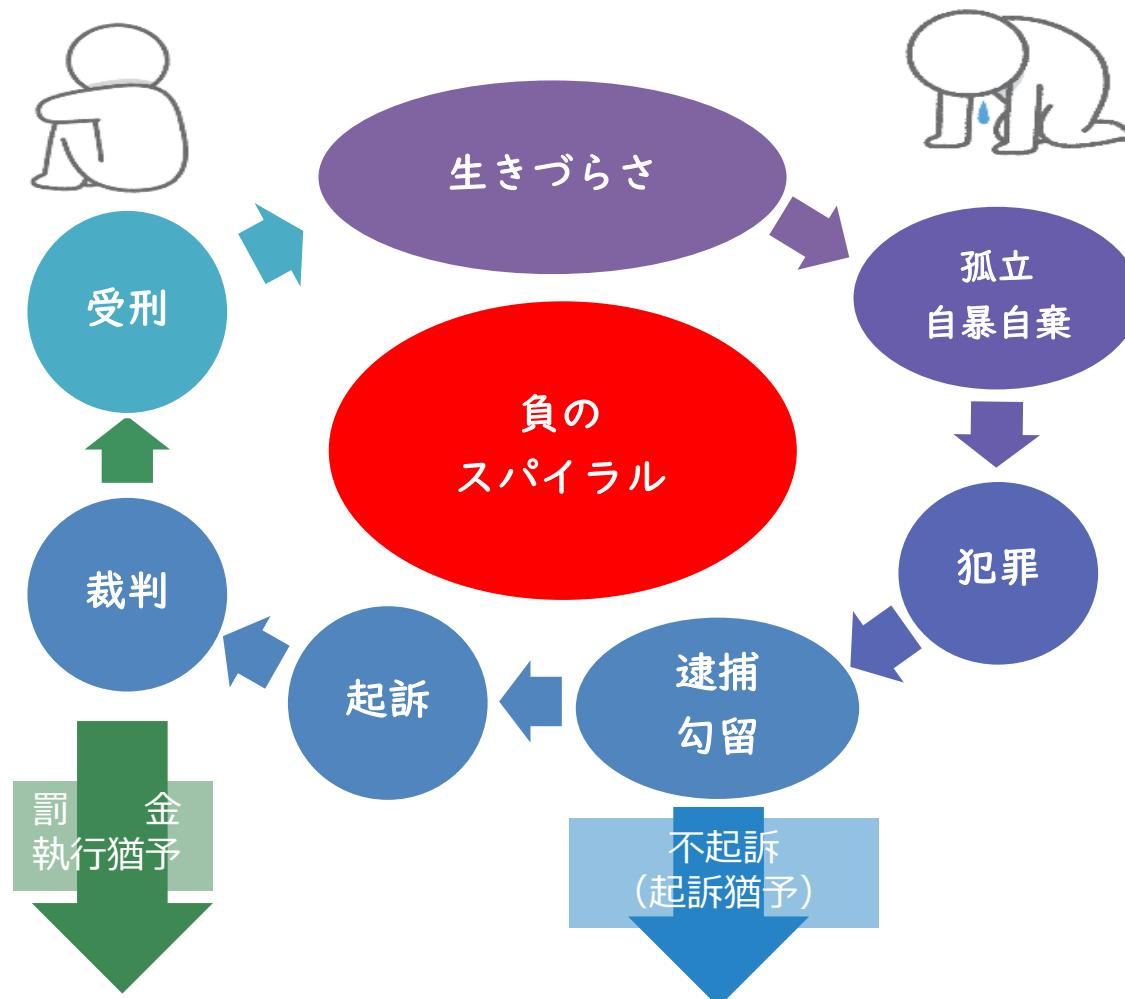
最高検察庁刑事政策推進室

入口支援とは？



刑事司法の入口段階、すなわち起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入ることなく
刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、
検察庁が、関係機関等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等につなぐ取組

入口支援の必要性



犯罪を犯した人の中には、刑務所等に入らずに社会に戻る人も多くいます
その人たちも様々な要因による「生きづらさ」ゆえの再犯リスクを抱えています

入口支援の流れ（検察庁）

逮捕



- 担当検察官：事件の記録、本人の状況等から支援の要否を判断
- 担当検察官から刑事政策担当職員、社会福祉アドバイザーに相談

勾留

本人、家族等と面談したり、生活保護受給歴、障害・介護認定の有無、入通院歴等を含めた調査を実施。
関係機関と情報共有し、連絡を取り合いながら支援策を検討。

- 関係機関に必要な支援を依頼

- 関係機関による支援の実施（生活保護受給、施設入所等）

釈放

検察庁職員が関係機関に同行、各種手続のサポート、情報共有等

入口支援における多機関連携



入口支援には多機関連携が不可欠

犯罪に戻らない・戻さない ~立ち直りをみんなで支える明るい社会へ~